

# 福祉有償運送の事業者登録について

## 1 福祉有償運送とは

福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障害者等に対して十分な輸送サービスができないと認められる場合にNPO法人、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことです。

平成18年10月1日施行の改正道路運送法により、次表のとおり、いわゆる緑ナンバー（軽自動車は黒）と白ナンバー（軽自動車は黄色）の2つに区分され、白ナンバー（法第78条第2号の登録＝自家用有償旅客運送）については、福祉有償運送、過疎地有償運送、市町村運営有償運送の3つに区分されています。

	緑ナンバー	白ナンバー（自家用有償旅客運送）		
		福祉有償運送	過疎地有償運送	市町村運営有償運送
法人格	営利法人・非営利法人（種類は問わない。）	非営利法人（NPO法人、民法第34条法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会）		市町村（社協等への委託可）
使用車両	セダン型一般車両も可	セダン型一般車両も可（ただし貨物及び乗車定員11人以上の車両を除く。）	セダン型一般車両も可（定員の制限なし。ただし、乗用に限る）	交通空白輸送＝過疎地有償運送と同じ。 市町村福祉輸送＝福祉有償運送と同じ。
法人保有車両の別の別	法人保有車両のみ。 （ただし、訪問介護事業者等であれば、自家用車両についても第78条第3号の許可を併せて取得することが可）	法人・団体の保有車両のみならず、構成員の持込車両、市町村からの委託車両についても併せて許可を取得することが可		市町村保有車両のみ。受託者の車両は不可
運転者の資格	第二種運転免許が必要 （セダン型一般車両については、社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修の修了、介護福祉士、訪問介護員等の資格が別途必要）	1 第一種運転免許を保有し、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次のいずれかの要件を満たすことが必要。 ・ 国土交通大臣の認定講習（福祉有償運送運転者講習＋セダン型車両については、セダン等運転者講習（ただし、介護福祉士、訪問介護員等	第一種運転免許を保有し、過去2年間に免許停止処分を受けたことがない者であって、次のいずれかの要件を満たすことが必要。 ・ 国土交通大臣の認定講習（市町村運営有償運送等運転者講習）の修了 ・ 社団法人日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービ	第一種運転免許を保有し、過去2年間に免許停止処分を受けたことがない者であって、次のいずれかの要件を満たすことが必要。 ・ 国土交通大臣の認定講習（市町村運営有償運送等運転者講習＋セダン型車両については、セダン等運転者講習（ただし、介護福祉士、訪問介護員等の資格があれば不要）の修了 ・ 社団法人全国乗用自動車連合会
	自家用車両については、国土交通大臣の認定講習（福祉有償運送運転者講習）を修了することが必要（セダ			

	ン型車両についても同様)	の資格があれば不要)) の修了 ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修の修了  2 第二種運転免許を保有し、その効力が停止されていない者	ス士科の修了	等が行うケア輸送サービス従事者研修の修了（市町村福祉輸送に限る。） ・ 社団法人日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科の修了(交通空白輸送を行う者に限る。)
運行管理責任者の資格	運行管理者の資格が必要	事務所の使用台数が5台（乗車定員11人以上の車両については1台）以上の場 合に限り、次のいずれかに該当する者 であることが必要。事務所の使用台数が 4台以下であれば無資格で可 ・ 運行管理者の法令試験の受験資格を有する者 ・ 安全運転管理者の要件を備える者 ・ 上記と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認める者（具体的な定め はない。）		
運行管理責任者の人数	使用車両5台以上の営業所ごとに、1名+使用車両40台ごとに1名追加	使用車両5台（乗車定員11人以上の車両については1台）以上の事務所ごとに、 1名+使用車両20台（運行管理者の資格があれば40台）ごとに1名追加		
利用対象者	要介護者、身体障害者等の移動困難者	要介護者、身体障害者等の移動困難者	一般住民に拡大可	交通空白輸送については、一般住民（過疎地有償運送と同じ）。 市町村福祉輸送については、要介護者、身体障害者等の移動困難者（福祉有償運送と同じ）。
運営協議会	第78条第3号の許可についても不要	・福祉有償運送運営協議会	・過疎地有償運送運営協議会	地域公共交通会議
許可・登録の範囲	営業区域（市町村とは無関係）	当該市町村（まとめることが可能）を発地又は着地とする範囲		当該市町村 を発地又は着地とする範囲